

感染症の発生

(結核)

関係機関等への連絡

- 校長は教育委員会へ報告
- 学校医及び所轄の保健所へ連絡
- 関係機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化

情報収集

- 結核と診断された児童生徒の過去の出欠状況や欠席理由の把握
- 結核と診断された児童生徒の交友関係、学校活動等の調査
- 他の児童生徒や教職員の健康状態の把握

保健所との連携

- 保健所が設置する「結核対策委員会」に加わる
- 臨時の健康診断実施の場合、保健所に協力する
- 他の児童生徒の「BCG接種歴」「健康観察記録」「既往病歴」「健康診断結果」を整理
- 教職員の「定期健康診断結果受診状況」等の整理

保護者への対応

- 学校は臨時の健康診断について、保護者に説明
- 該当児童生徒のプライバシーの保護

学校給食による食中毒

早期発見

- 児童生徒の欠席状況の変化に留意し、異常の早期発見

情報収集

- 出席者の様子や異常の訴え、欠席者等の状況を把握

児童生徒への対応

- 食中毒の正しい知識、手洗いの励行等保健指導の実施
- 症状のある児童生徒は、速やかに医療機関で受診
- 保護者に、診断結果の報告を依頼
- 罹患児童生徒の見舞い及び状況確認

関係機関との連携

- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報を
- 学校医、学校薬剤師、保健所に連絡し、対処の方法について指示を受け、対応
- 管理職は対策委員会等を設置
- 管理職は、保健所・教育委員会が行う検査や調査について全面的に協力
- 立入検査がある場合は担当責任者を定めて的確に対応
- 関係機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化

保護者との連携

- 保護者に、連絡及び健康調査、検便検査等への協力依頼、対応について連絡・説明

その他

- 罹患児童生徒への心のケア

学校給食への異物混入

状況の把握とその対応

- 他学級における異物混入の有無の確認
- 児童生徒の健康状態を把握
- 現場保存
- 学校全体の状況の取りまとめ
- 救急車の必要がある場合は出動を要請
- 救急車には、教職員が同乗
- 児童生徒の不安の取り除き

危機管理体制の確立

- 保健所等に報告し、その指導・助言を受ける
- 管理職は、当日及び翌日からの対応を決定する
- 管理職は、関係教職員に対応を指示し、経過を記録
- 関係機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化

保護者への対応

- 保護者に、状況の報告と今後の対応、再発防止について説明

関係機関等への連絡

- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報
- 混入した物によっては、学校医、学校薬剤師に連絡し、対処の方法について指示を受け、対応

食物アレルギー

状況の把握・応援の要請

- 児童生徒の状態確認（意識状況・呼吸・心拍等の把握、症状・経過の把握）
- 他の教職員の協力を求める
- 養護教諭は応急処置
- 管理職へ連絡
- 内服薬、エピペンを準備

児童生徒への対応

- アナフィラキシー症状、ショック症状の場合はその場で安静に
- 緊急性が高いアレルギー症状の場合は直ちにエピペンを打つ
- アナフィラキシーの兆候が見られる場合、エピペンを打った場合は救急車を要請
- 意識がない場合は、気道確保
- 呼吸がない場合は、心肺蘇生（AEDの準備）

保護者への対応

- 保護者に、児童生徒の症状や経過、搬送先等を連絡
- 管理職、担任等が病院に向かい、詳細を説明

関係機関との連携

- 学校医及び主治医に連絡

その他

- 管理職は、情報収集し、詳細に記録する
- 管理職は、教育委員会へ報告
- 窓口の一本化

学校給食での誤嚥による窒息事故

状況の把握と処置

- 一刻も早く気道異物を除去するよう努める
- 周囲にいた児童生徒からの事故状況の聞き取り
- 救急車の出動を要請（救急車には、教職員が同乗）
- 当該児童生徒に反応がない場合、直ちに心肺蘇生を開始

危機管理体制の確立

- 管理職は関係教職員に対応を指示
- 関係機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化

児童生徒、保護者への対応

- 児童生徒の不安を取り除く
- 保護者に、児童生徒の容態や事故の状況、搬送先、学校の対応について連絡・説明

教育委員会への連絡

- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報